

事業主各位

一般社団法人塩那労働基準協会

会長 石川裕之



第4回職長教育の開催

厳寒の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協会の運営につきましては、多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法第60条には、

- ・新たに職長の職務に就いた者
- ・作業中の労働者を直接指導または監督する者

に対して、安全又は衛生のための教育を行わなければならないと規定されています。

つきましては、この条文に準じた標記教育を、下記により開催いたしますので、該当労働者に受講させ、労働災害防止に努められるようご案内いたします。

なお、法改正により、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の業種も対象となっておりますので、ご注意ください。

記

- 1 期 日 令和8年2月4日(水)～5日(木)
- 2 会 場 栃木県立県北体育馆(大田原市美原3-2-62)
- 3 受 講 料 17,930円 (税込・テキスト代込)
- 4 定 員 24名 (1事業場4名まで。定員になり次第締め切ります)
- 5 申 込 み 下記によりFAXで当協会に申込みください。
順に、受講票及び受講料請求書を送付いたします。
- ※電話での予約は一切受付ません。
- 6 そ の 他
- ・昼食は、各自持参ください。(昼休憩時間、外出可)
 - ・令和8年1月28日(水)より、キャンセルによる返金は致しかねます。

職長教育申込書

令和8年 月 日

事業場名				業種		
所在地	〒			電話番号		
				担当者		
受講者		生年月日	西暦	役職		
受講者		生年月日	西暦	役職		

(一社)塩那労働基準協会 FAX 22-8911

※この名簿は、職長教育研修の目的以外使用いたしません。

※この名簿により修了証を発行いたしますので、氏名は略さず楷書で記入願います。